

## 子ども・子育て支援新制度に関する基準へのご意見を募集しています

平成 27 年 4 月から、子ども・子育てを支援するための新しい制度（子ども・子育て支援新制度）が本格的に実施される予定です。

この新制度が始まることにより発生する市町村での事務を行うために、鎌倉市でも施設の設備、運営の基準等を定める条例の制定の準備を進めています。今回のパブリックコメントは、その一環として、国の基準に基づいて本市が定める基準について、皆様のご意見を参考とさせていただきたく、募集を行うものです。

### ご意見を募集する案件（条例で定める必要があるものです。）

- ① **家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（案）**  
家庭的保育や 20 人未満の小規模な保育、居宅訪問型保育などの「地域型保育事業」に関する認可基準を定めます。
- ② **特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）**  
保育所や幼稚園などの施設や地域型保育事業を行う事業者が、給付費を受ける対象として適切な運営を行っていることを確認するための基準を定めます。
- ③ **教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）**  
新制度では、保護者が申請を行い、これに基づき、市が保育の必要性の認定と給付金の支給を行います。認定の条件は国で定められますが、細かい運用については市で基準を定めます。
- ④ **放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）**  
放課後児童健全育成事業（学童保育・子どもの家）の設備や運営について基準を定めます。

鎌 倉 市



## 1 意見の募集期間

平成26年6月26日（木）～平成26年7月25日（金）

## 2 意見の提出方法及び提出先

意見書の提出につきましては、内容により下記提出先へ、郵便・ファックス・電子メールにより行うか、直接お持ち込みください。

- ① 家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（案）
- ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
- ③ 教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）

### （提出先）

課名	鎌倉市こどもみらい部保育課（市役所本庁舎1階）
住所	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話	0467-61-3892
ファックス	0467-25-2319
電子メール	kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

## ④ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

### （提出先）

課名	鎌倉市こどもみらい部青少年課（市役所本庁舎1階）
住所	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話	0467-61-3886
ファックス	0467-23-7505
電子メール	k-ssn@city.kamakura.kanagawa.jp

## 3 意見の提出をできる方

- ・ 市内に住所を有する方
- ・ 市内の事務所又は事業所に勤務する方及び市内に事務所又は事業所を有する方
- ・ 市内の学校に在学する方
- ・ 市に対し納税義務を有する方
- ・ 意見公募手続に関する事案に利害関係を有すると認められる方

#### 4 意見の提出様式

- ・意見提出の様式は自由ですが、別紙様式（35ページ掲載）を利用していただけると便利です。なお、意見提出にあたっては、住所、氏名（法人などの団体の場合は、所在地、団体名及び代表者氏名）、電話番号・ファックス番号・電子メールアドレスなどの連絡先を記載してください。
- ・住所や所在地が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称、市内の活動場所の名称などを記載してください。
- ・電話番号・ファックス番号・電子メールアドレスなどのご連絡先の情報は、いただいたご意見の内容についてお問い合わせをする場合に利用します。

#### 5 提出されたご意見について

この手続きは、市が施設の設備、運営の基準等を定める条例を制定するに当たり、国の基準に基づいて本市が定める基準へのご意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。また、個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

いただきましたご意見につきましては、個人を特定できないような形で類似のご意見などを分類した上で、これに対する市の考え方とともに、後日公表します。（意見の概要の公表の際に、住所、氏名の公表はしません。）

#### 6 パブリックコメントに関する問い合わせ先

課名	鎌倉市こどもみらい部子ども・子育て支援新制度担当
住所	〒248-0012 鎌倉市御成町18番35号
電話	0467-61-3844
ファックス	0467-23-8700
電子メール	kodomokosodate@city.kamakura.kanagawa.jp
その他	事務室は御成小学校の敷地内にあります。

## 目 次

	内 容	ページ
1	<b>子ども・子育て支援新制度について</b> 新しい制度（「子ども・子育て支援新制度」）について紹介しています。	P 5～P 9
2	<b>子ども・子育て支援新制度に関する用語</b> 子ども・子育て支援新制度に関する用語の説明をしています。	P 10、11
3	<b>基準について</b> 鎌倉市が定めようとしている子ども・子育て支援新制度に関する基準の案について、考え方を説明しています。	P 12、13
4	<b>① 家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（案）</b> 家庭的保育や20人未満の小規模な保育、居宅訪問型保育などの「地域型保育事業」として創設されます。ここでは、この「地域型保育事業」の概要、国が定める設備及び運営に関する基準の方針、鎌倉市の基準（案）について、説明しています。	P 14～P20
5	<b>② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）</b> 新しい制度では、保育所や幼稚園などの施設や地域型保育事業を行う事業者は、市町村の確認を受けることにより、給付金の支給の対象となります。ここでは、確認に関する概要、国が定める確認に関する運営基準の方針、鎌倉市の基準（案）について、説明しています。	P 21～P28
6	<b>③ 教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）</b> 新制度では、幼稚園や保育所の利用に際し、保護者は市町村の確認を受け、これに基づき、給付金が支給されます。その支給認定制度の概要や鎌倉市の支給認定に関する基準（案）について、説明しています。	P 29～P31
7	<b>④ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）</b> 放課後児童健全育成事業（学童保育・子どもの家）の概要、国が定める設備や運営についての基準の方針、鎌倉市の設備運営基準（案）について、説明しています。	P 32～P34
8	<b>意見提出用紙</b> ご意見の提出にご利用ください。必要事項（P35の意見の提出様式参照）が記載してあれば、任意の書式でかまいません。	P 35～P36

## 子ども・子育て支援新制度について

### ・「子ども・子育て支援新制度」とは

平成 24 年 8 月、「子ども・子育て関連 3 法」が成立、公布され、この 3 法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を高めていく「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）」が、早ければ平成 27 年度から本格的にスタートすることになっています。子ども・子育て関連 3 法とは、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことをいい、この 3 法により幼児教育・保育・子育て支援を総合的に進めてまいります。

また、鎌倉市においても、市民の子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定の準備を進めております。なお、計画の策定や新制度の仕組みづくりにあたっては、鎌倉市子ども・子育て会議において、子どもの保護者や子育て支援事業の関係者、教育関連の方などからご意見をいただきながら進めてまいります。

### ・「新制度」のポイント

#### 1 「施設型給付」と「地域型保育給付」

これまで、幼稚園や保育所などに対しては、私学助成や運営費など、公的な財政支援が個別に行われてきましたが、新制度では「施設型給付」が創設され、認定こども園、幼稚園、保育所への支援が一本化されることになります。

また、「地域型保育給付」が新たに創設され、6人以上 19人以下の子どもを保育する「小規模保育」や5人以下の子どもを預かる「家庭的保育」、子どもの居宅に出向いて保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほかに地域の子どものも保育の対象とする「事業所内保育」の4つの事業が公的な財政支援の対象となります。

#### 2 新たな認定こども園

幼稚園と保育園からなる幼保連携型認定こども園については、児童福祉法による保育園の認可、学校教育法による幼稚園の認可、認定こども園法による認定など、さまざまな手続きが必要でしたが、新制度では、認定こども園法による認可、指導監督等が一本化されることになります。また、財政支援についても一本化し、設置の促進を図ることとされています。（国は既存の幼稚園や保育園が新たな幼保連携型認定こども園に移行するよう進めていますが、この移行は義務ではなく、それぞれの施設の判断によって移行するかどうかを決めることができます。）

#### 3 子ども・子育て支援の拡充

消費税率引き上げにより生じる財源を活用し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ります。保育を必要とする子どものいる家庭だけでなく、すべての子育て

家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業などを「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、計画的な拡充を図ることになります。

#### 4 新制度における給付・事業

##### (1) 子ども・子育て支援給付

ア 子どものための現金給付（中学生までの子に対する児童手当）

イ 子どものための教育・保育給付

（ア） 施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）

（イ） 地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

##### (2) 地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業（新規）

イ 時間外保育事業

ウ 実費徴収による補足給付事業（新規）

エ 多様な主体の新制度への参入促進事業（新規）

オ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

キ 乳児家庭全戸訪問事業

ク 要保護児童等支援のための事業

ケ 地域子育て支援拠点事業

コ 一時預かり事業

サ 病児・病後児保育事業

シ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート・センター事業）

ス 妊婦検診事業

#### ・施設や事業者が新制度における給付対象となるための手続き

施設や事業者が新制度における施設型給付や地域型保育給付の対象となるには、児童福祉法等による「認可」と子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	神奈川県	鎌倉市 (鎌倉市が条例で 基準を定める。)
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育事業	小規模保育	鎌倉市 (鎌倉市が条例で 基準を定める。)	
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

・認可の内容：人員配置や面積など施設・事業に必要な基準

・確認の内容：会計処理、情報公開の基準、給付対象施設・事業者としての的確性

- ・認可と確認を受け「特定教育・保育施設設置者」、「特定地域型保育事業者」になったら、施設・事業者はどうなるのか。

#### 1 一定の責務

給付の対象となった場合、一定の責務が発生します。

- ・ 正当な理由がなければ利用申し込みを拒んではならない応諾義務
- ・ 定員を超える利用申し込みがあった場合の公正な方法による選考
- ・ 子どもに対する適切な教育・保育の提供

#### 2 業務管理体制の整備や教育・保育に関する情報の報告及び公表

- ・ 業務管理体制の整備

法令遵守責任者の選任や規模に応じての法令遵守規定の制定が求められます。

- ・ 教育・保育に関する情報の報告及び公表が求められます。

教育・保育理念などの運営方針や教育・保育内容の報告、公表などが求められます。

#### 3 対象施設・事業としての地位（確認を辞退する場合、事前の届出等が必要）

対象施設・事業としての地位（確認を受けること）を辞退する場合は、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整が必要となります。また、施設・事業者が施設・事業を撤退する場合は設置認可者である都道府県への手続きが必要です。

#### 4 確認権者である市町村の指導監督

運営基準の遵守のため、立入検査、基準遵守の勧告、措置命令、確認取り消しなど、確認権者である市町村の指導監督を受けることになります。

- ・「施設型給付」と「地域型保育給付」の基本的な仕組み

「給付費」 = 「国が定める公定価格」 - 「市町村が定める利用者負担額」

施設型給付・地域型保育給付は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）」から「政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担額）」を引いた額となります。

## ・新制度での幼稚園や保育所などの利用について

### (1) 支給認定

新しい制度では、保護者は給付を受けるために、「教育や保育の必要性（1号、2号、3号）」、「保育が必要な場合の必要量（1日につき11時間程度の利用か8時間程度の利用になるのか）」などの認定の申請を市に対して行い、市は申請に基づき、資格がある旨の認定を行い、認定証を交付します。

認定区分	認定基準		必要量
1号認定	3歳から5歳	教育のみ必要（保育不要）	教育標準時間
2号認定	3歳から5歳	保育が必要	保育標準時間
			保育短時間
3号認定	0歳から2歳	保育が必要	保育標準時間
			保育短時間

### (2) 施設や事業の選択

認定を受けた保護者は、特定教育・保育施設（認可され、運営基準を満たしていることの確認を市から受けた施設）や特定地域型保育事業者（認可され、運営基準を満たしていることの確認を市から受けた事業者）の中から、支給認定された教育・保育の必要性に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育など、ニーズにあった施設や事業を選択します。

### (3) 利用の申し込み

教育のみを必要とする方は、幼稚園や認定こども園に、直接申し込みをします。  
保育を必要とする方は、原則、市町村に申し込みをします。

### (4) 給付

市から給付を受けます。なお、この給付は保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設・事業者が保護者に代わり給付を受ける制度（法定代理受領制度）となっています。

### (5) 市町村による利用調整

保護者から申し込みを受けた市町村は、利用調整や必要に応じたあつせん、施設に対する利用要請などを行います。

※一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業は、支給認定の有無にかかわらず利用が可能です。

※幼稚園や幼稚園型認定こども園、事業所内保育などでは、施設の判断により、新制度に移行しない場合もあります。



## ・新制度での利用者負担について

新制度での利用者負担については、保護者の所得に応じた負担（応能負担）を基本とした共通の仕組みとなり、国が定める水準を踏まえ、市町村が設定することになります。

教育標準時間と保育標準時間の利用者負担は、現行の利用者負担の水準を基本に設定することになります。保育短時間の利用者負担は、保育標準時間の利用者負担の一定割合に設定する方向で、国で検討しているところです。

## 認定と給付について

		小学校就学前までの子ども				
		満3歳以上			満3歳未満	
		教育のみ必要 (保育不要) (1号認定)	保育必要 (2号認定)		保育 不要	保育必要 (3号認定)
		教育標準時間	保育 標準時間	保育 短時間		保育 標準時間
特定教育・ 保育施設	認定こども園	施設型給付	施設型給付		認定 対象 外	施設型給付
	幼稚園	施設型給付	※特例施設型給付②			—
	保育所	※特例 施設型給付①	施設型給付			施設型給付
特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 事業所内保育 居宅訪問型保育	※特例地域型 保育給付	※特例地域型 保育給付③			地域型保育給付
特例保育(離島・僻地への想定。 鎌倉市では該当はない。)		特例地域型 保育給付	特例地域型 保育給付		特例地域型保育給付	

※特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に係る特例給付（網掛け部分）については、緊急時のやむをえない状況や地域に認定区分に対応する施設がないなど、市町村が必要と認める場合に対応するものです。

例えば、満3歳以上の保育認定を受けて保育所を利用していた子ども（2号認定）が保護者の就労状況等の変化により保育認定の際の要件に該当しなくなった場合（例①）、満3歳以上の保育認定を受けた子どもが、保育所や認定こども園等の利用を希望したが、利用の調整をしたものの定員に空きがないことから幼稚園に入園する場合（例②）、特定地域型保育事業を利用している保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が年度の途中で3歳の誕生日を迎えたが、引き続き、保護者の希望により特定地域型保育事業を利用する場合（例③）などがあります。

子ども・子育て支援新制度に関する用語

用 語	説 明
子ども・子育て関連3法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て支援法」（以下「法」という。）</li> <li>・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）</li> <li>・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</li> </ul>
市町村子ども・子育て支援事業計画	<p>国が定めた基本指針に沿って、市町村が作成する計画。</p> <p>計画期間は、5年間で、教育・保育、地域の子ども子育て支援の提供体制の確保策を定めることとされている。（法第61条）</p>
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	<p>市町村が条例により設置する「審議会その他合議制の機関」。（法第77条第1項）</p>
子ども・子育て支援	<p>全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。</p> <p>（法第7条）</p>
教育・保育施設	<p>「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所。（法第7条）</p>
地域型保育事業	<p>家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）</p>
家庭的保育事業	<p>満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士等で市町村長が適当と認める者）の居宅またはその他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）</p>
小規模保育事業	<p>満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の施設で保育を行う事業。（法第7条）</p>
居宅訪問型保育事業	<p>満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。</p> <p>（法第7条）</p>

事業所内保育事業	満3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所が設置する施設において、事業所の従業員の子ども、地域の保育を必要とする子どものために保育を行う事業。（法第7 条）
施設型給付	教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）への給付。
地域型保育給付	地域型保育事業（小規模保育や家庭的保育等）への給付。
特定教育・保育施設	施設型給付費の支給に係る施設として、市町村長が確認する「教育・保育施設」。ただし、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
教育・保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第20条）
認定区分	教育・保育の認定における区分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定子ども：満3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども</li> <li>・ 2号認定子ども：満3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> <li>・ 3号認定子ども：満3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> </ul> （法第19 条）
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31 条） ※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
特定地域型保育事業	地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市町村長が確認を行った事業者が行う「地域型保育事業」。（法第29、43 条）
地域子ども子育て支援事業	時間外保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業。（法第59 条）

## 基準について

鎌倉市が定めようとしている、「子ども・子育て支援新制度」に関する基準の案について、考え方を説明します。この基準については、国が「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を定め、これをもとに、市町村が地域の実情に応じ、定めることとされているものです。

### 条例委任する場合の基準設定の類型

	「従うべき基準」	「参酌すべき基準」
法的な効果	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分に参照した上で判断しなければならない。
異なることを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容。	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容。
備考	「従うべき基準」の範囲内であることについての説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法

(参考)条例委任の類型 について（地方分権改革推進委員会第3次勧告の別紙2）より抜粋

## 国が定める基準と鎌倉市の基準について

「子ども・子育て支援新制度」において国が定める基準については、国の子ども・子育て会議、基準検討部会などの検討を経て、その一部が政省令等で制定、公布されました。

残る部分につきましても、引き続き、定められると思われませんが、平成27年4月1日の施行を目標に必要な手続き（パブリックコメント等）を行うためには、現段階での政省令及び国から示されている対応方針をもとに基準等の検討作業に入る必要があります。検討作業におきましては、従来の基準を下回ることがないようにしながら、政省令及び現在示されている対応方針等の基準を満たすことを考え進めてまいります。なお、国の対応方

針については、今後政省令の公布等により若干変更される場合もあります。また変更がなされた場合、市の基準の案についても変更となる可能性があります。

## 鎌倉市の独自部分について

国の対応方針では、従うべき基準と参酌すべき基準に区分した上で、標準的な基準を定め、参酌すべき基準については、市町村が地域の実情に応じて定めることとされています。本市では、現在、実施しています事業等の状況を見ながら従来の基準を下回ることがないよう検討を進めてきました結果、下記のとおり、国の対応方針に準じることとしました。

件 名	市の考え方
① 家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（案）	国の基準のとおりとします。
② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）	国の基準のとおりとします。
③ 教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）	国の基準のとおりとします。
④ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）	国の基準のとおりとします。

## 条例等の制定について

市で定める基準につきましては、皆様からいただきましたご意見を参考にしながら、原則として条例により定めることとなりますが、一部については、規則や告示等により規定する可能性もあります。

また、この基準に基づき、関連する条例、規則についても制定もしくは改正を行うこととなります。

## ① 家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（案）

地域型保育事業は、市町村の認可事業として、新たに位置づけられるものです。原則として、満3歳児未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、次の4類型があります。

### 地域型保育事業

類 型	内 容
(1) 家庭的保育事業	定員を5人以下とする。 保育者の居宅その他の場所で保育を行う。 家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する。
(2) 小規模保育事業	定員を6名から19名までとする。 保育を目的とした様々なスペースで、比較的小規模に保育を実施する。 以下の3つの類型がある。 ・A型：保育所分園に近いもの ・B型：AとCの中間的なもの ・C型：家庭的保育に近いもの (C型のみ定員は6人以上10人以下とされています。)
(3) 事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として実施する。 従業員のほかに、地域の保育を必要とする子どもにも保育を提供する。
(4) 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施する。

※地域型保育事業については、認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合でない限り、原則として認可することになります。

地域型保育事業を、国や都道府県、市町村以外のものが行う際には、市町村の認可を受ける必要があります。この認可基準については、国の定める「従うべき基準」に基づき、市町村が条例で定める必要があります。

従うべき基準	・職員の資格・員数 ・乳幼児の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの。
参酌すべき基準	上記以外

※従うべき基準・・・国の定める基準に従う必要があるもの

参酌すべき基準・・・国の定める基準を参考にして判断する必要があるもの

※「保育室及びその面積（面積基準）」については、地域の実情に応じて、公的なスペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」とされています。

※基準案の表では、国の対応方針の欄で、従うべき基準については「従」、参酌すべき基準については「参」と表示しています。また、本市基準案のうち、参酌すべき基準につきましては、市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国基準のとおりとしました。皆様からは、地域の実情にあわせ判断する「参酌すべき基準（参）」について、特にご意見をいただければと思います。

## (1) 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国の対応方針		本市基準案
職員数	3 : 1 (子どもの数 : 職員の数) ただし、家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2 とする。		従 国基準のとおり
保育 従事者	家庭的保育者 必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識、及び経験を有すると市長が認める者 家庭的保育補助者 必要な研修を修了し市長が認める者		従 国基準のとおり
設備・面積	保育室等	保育を行う専用の部屋 1人 3.3㎡ (部屋自体は 9.9㎡以上が必要)	参 国基準のとおり
	屋外 遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭 ※付近の代替地可 2歳以上児 1人 3.3㎡	参 国基準のとおり
給食	調理	自園調理 (連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入も可能) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は第1期の市町村事業計画の終期 (平成31年度末) までに体制を整える前提で経過措置有。	従 国基準のとおり
	設備	調理設備 (通常のキッチン程度を想定。) ※連携保育施設から搬入する場合、加熱、保存等の調理機能が必要。	従 国基準のとおり
	職員	調理員 (保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者が調理業務に従事できる) ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要。	従 国基準のとおり
耐火基準	現行の取り扱いを基本にさらに検討する。 ・火災報知器、消火器の設置 ・消火訓練・避難訓練の定期的な実施		参 国基準のとおり
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設 (保育所、幼稚園、又は認定こども園) を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言・その他の保育の内容に関する支援 ・必要に応じた代替保育の提供 ・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携保育施設における受け入れ ※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期 (平成31年度末) までの間、国が検討している一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる (経過措置)		従 国基準のとおり
嘱託医	嘱託医 (連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)		従 国基準のとおり

## (2) 小規模保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国の対応方針				本市基準案
	A (分園型)	B (中間型)	C (家庭的保育型)		
職員数 ☆は特例 地域型保育 給付の場合	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ☆3歳児 20:1 ☆4歳以上児 30:1 +1人	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ☆3歳児 20:1 ☆4歳以上児 30:1 +1人	0～2歳児 3:1 補助者を置く場合 5:2	従	国基準 のとおり
保育従事者	保育士  ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	保育士+保育従事者 ※保育士割合 1/2 以上	家庭的保育者 +家庭的保育補助者  ※家庭的保育者 必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識、及び経験を有すると市長が認める者 ※家庭的保育補助者 必要な研修を修了し市長が認める者	従	国基準 のとおり
保育室等	0、1歳児 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡		0、1歳児 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人 3.3㎡	参	国基準 のとおり
屋外遊戯場	屋外遊戯場 (付近の代替地可) 2歳児 1人につき 3.3㎡			参	国基準 のとおり
給食	方法	自園調理 (連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入可能) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期 (平成31年度末) までに体制を整える前提で経過措置有。		従	国基準 のとおり
	設備	調理設備 (通常のキッチン程度を想定。) ※連携保育施設から搬入する場合、加熱、保存等の調理機能が必要。		従	国基準 のとおり
	職員	調理員 (調理業務の委託、連携施設からの搬入の場合不要)		従	国基準 のとおり
耐火基準	建築基準法による規制に認可保育所に準じた上乘せあり			参	国基準 のとおり
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設 (保育所、幼稚園、又は認定こども園) を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言・その他の保育の内容に関する支援			従	国基準 のとおり



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じた代替保育の提供</li> <li>・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携保育施設における受け入れ</li> </ul> <p>※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期（平成31年度末）までの間、国が検討する一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）</p>		
嘱託医	嘱託医の設置（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可）	従	国基準 のとおり

### (3) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国の対応方針			本市基準案	
	定員 20 人以上	定員 19 人以下			
職員数 ☆は特例 地域型保 育給付の 場合	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ☆3歳児 20:1 ☆4歳以上児 30:1 ※職員数は事業所1つにつ き2人を下回ることはでき ない。	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ☆3歳児 20:1 ☆4歳以上児 30:1 +1人	従	国基準のとおり	
保育 従事者	保育士（保育所と同様）	保育士 1/2 以上 （保育士以外は研修を修了したもの）	従	国基準のとおり	
	保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。				
保育室等	0、1歳児 乳児室 1人 1.65㎡又は ほふく室 1人 3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡	0、1歳児 乳児室ほふく室 1人 3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡	参	国基準のとおり	
屋外 遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可）2歳児1人につき 3.3㎡		参	国基準のとおり	
給 食	方法	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、 事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入可能） ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の 市町村事業計画の終期（平成31年度末）までに体制を整える前提 で経過措置有。	従	国基準のとおり	
	設備	調理室	調理設備	従	国基準のとおり
		自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、 事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入可能） ※外部搬入とする場合、加熱、保存等の調理機能が必要。			
職員	調理員（調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要）		従	国基準のとおり	
耐火基準	建築基準法による規制に認可保育所に準じた上乘せあり		参	国基準のとおり	
連携施設	定員 20 名以上 連携保育施設を確保しないことができる。 定員 19 名以下 次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設 （保育所、幼稚園、又は認定こども園）を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言・その他の保育の内容に関する 支援		参	国基準のとおり	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じた代替保育の提供</li> <li>・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携保育施設における受け入れ</li> </ul> <p>※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、国が検討する一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)</p>																													
嘱託医	嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)	従	国基準のとおり																											
共同運営	複数企業による共同運営が可能	参	国基準のとおり																											
地域枠の子どもの受け入れの設定	<p>地域枠の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員区分</th> <th>地域枠の定員</th> </tr> <tr> <th>国基準案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名～5名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>6名～7名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>8名～10名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>11名～15名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>16名～20名</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>21名～25名</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>26名～30名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>31名～40名</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>41名～50名</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>51名～60名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>61名～70名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>71名～</td> <td>20名</td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	地域枠の定員	国基準案	1名～5名	1名	6名～7名	2名	8名～10名	3名	11名～15名	4名	16名～20名	5名	21名～25名	6名	26名～30名	7名	31名～40名	10名	41名～50名	12名	51名～60名	15名	61名～70名	20名	71名～	20名	参	国基準のとおり
定員区分	地域枠の定員																													
	国基準案																													
1名～5名	1名																													
6名～7名	2名																													
8名～10名	3名																													
11名～15名	4名																													
16名～20名	5名																													
21名～25名	6名																													
26名～30名	7名																													
31名～40名	10名																													
41名～50名	12名																													
51名～60名	15名																													
61名～70名	20名																													
71名～	20名																													

#### (4) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国の対応方針		本市基準案
職員数	0～2歳児 1：1	従	国基準のとおり
保育従事者	家庭的保育者 (必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識、及び経験を有すると市長が認める者)	従	国基準のとおり
提供する保育	次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 ① 障害、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ② 教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員の減少、確認の辞退をする際に、現に利用している子ども・保護者に対応するために、継続して行う保育 ③ 優先的に保育を行う必要があると認められる児童への措置に対応するために行う保育 ④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 ⑤ 離島、その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育	参	国基準のとおり
屋外遊戯場	設定なし (保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、設定なし)	参	国基準のとおり
給食	設定なし (保育者による調理・食事の提供は、行わないことを基本とする)	参	国基準のとおり
耐火基準	設定なし (保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、設定なし。ただし、実際の居宅訪問時における消火器や避難経路の確認等を促す)	参	国基準のとおり
連携施設	連携保育施設の設定は一律には求めないが、「①障害、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」に該当する場合には、障害児入所支援施設やそのほか市が指定する施設の確保を求める。	従	国基準のとおり

## ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

新制度では、市町村は、「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設や事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、設定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うことになります。

「確認」を受ける施設・事業者の要件は、次の2点です。

- (1) 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たし「認可」を受けること。
- (2) 市町村が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすこと。

なお、既存の幼稚園、保育所、認定こども園は別段の申し出をしない限り、施設型給付を受ける確認があったものとみなされます（みなし確認）。

(2) の運営基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

従うべき基準	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員 ・施設や事業の運営に関する事項であって、事業の適切な処遇の確保及び秘密の保持に関するもの ・児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外

※従うべき基準・・・国の定める基準に従う必要があるもの

参酌すべき基準・・・国の定める基準を参考にして判断する必要があるもの

※基準案の表では、国の対応方針の欄で、従うべき基準については「従」、参酌すべき基準については「参」と表示しています。また、本市基準案のうち、参酌すべき基準につきましては、市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国基準のとおりとしました。皆様からは、地域の実情にあわせ判断する「参酌すべき基準（参）」について、特にご意見をいただければと思います。

## 利用定員に関する基準

項目	国の対応方針		本市基準案
利用定員	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園は、利用定員の数を 20 名以上とし、1 号認定（3 - 5 歳 教育のみ）・2 号認定（3 - 5 歳 保育）・3 号認定（0 - 2 歳 保育）子どもの区分を定める。</li> <li>・保育所は、利用定員の数を 20 名以上とし、2 号・3 号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・幼稚園は、1 号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・家庭的保育事業は、利用定員の数を 1 人以上 5 人以下とし、3 号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・小規模保育事業 A 型、B 型は、利用定員の数を 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型は、利用定員の数を 6 人以上 10 人以下とし、3 号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子ども、3 号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・3 号認定子どもの区分については、満 1 歳に満たない子どもと満 1 歳以上の子どもに区分する。</li> </ul>	従	国基準のとおり
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり

## 運営に関する基準

項目	国の対応方針		本市基準案
提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、利用申込者に対して、「運営規程の概要」、「職員の勤務体制」等の重要事項を記した文書を交付して事前説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。</li> </ul>	従	国基準のとおり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込者の申し出に対応して、文書の交付に代えて、電子ファイル等を提供することも可能とする。</li> </ul>	参	国基準のとおり
応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。「正当な理由」は①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合等を基本とする。</li> <li>・施設・事業者は、市町村が行うあっせん及び要請等については、できる限り協力しなければならない。</li> </ul>	従	国基準のとおり

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。</li> </ul>	参	国基準のとおり
定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員を上回る利用の申し込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき、選考を行うことになるが、その選考方法については、明示する。</li> <li>・教育標準時間認定を受けた子どもの場合、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づき選考する。</li> <li>・保育認定を受けた子どもの場合は、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、市町村が調整する。</li> </ul>	従	国基準のとおり
支給認定証の確認・支給認定申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、特定教育・保育の提供を求められた場合、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認することとする。</li> <li>・事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこととする。</li> </ul>	参	国基準のとおり

### 教育・保育の提供に関する基準

項目	国の対応方針		本市基準案
教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所・特定地域型保育事業者は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる）に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</li> </ul>	従	国基準のとおり
子どもの心身の状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり

子どもの適切な処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</li> <li>・職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> <li>・特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。</li> </ul>	従	国基準のとおり
教育・保育の提供の終了について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又はほかの教育・保育施設において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接に連携に努めなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
連携施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、「保育内容に関する支援」や「卒園後の受け皿」として、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）</li> <li>・居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。</li> <li>・ただし、離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。</li> </ul>	従	国基準のとおり
利用者負担額について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者が、特定教育・保育、特定地域型保育事業を提供した際は、保護者から法に定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。</li> </ul>	従	国基準のとおり
上乗せ徴収等の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育、特定地域型保育の提供に当たって、特定教育・保育、特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価については、要する費用として見込まれるものの額と基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</li> <li>・特定教育・保育、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</li> </ul> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</p>	従	国基準のとおり



	<p>② 特定教育・保育、特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ 特定教育・保育施設、特定地域型保育の利用の際に提供される便宜に要する費用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設、特定地域型保育は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受けることができる。</li> <li>・特定教育・保育施設、特定地域型保育において金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</li> </ul>		
利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽、不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。</li> </ul>	参	国基準のとおり
特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取り扱い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員の配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</li> </ul>	従	国基準のとおり

## 管理・運営に関する基準

項目	国の対応方針		本市基準案
運営規定の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</li> <li>① 施設の目的及び運営の方針</li> <li>② 提供する特定教育・保育の内容</li> <li>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</li> <li>⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</li> <li>⑥ 認定区分ごとの利用定員</li> <li>⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他重要事項</li> </ul>	参	国基準のとおり
情報の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他、利用申込の際に特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</li> <li>・提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供にあたっては、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。</li> </ul>	従	国基準のとおり

<p>事故等の防止、発生時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。</li> </ul> <p>の方法等が記載された事故発生の防止のための指針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事故が発生した場合の対応、報告を整備すること</li> <li>② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</li> <li>③ 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</li> <li>・賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。</li> </ul>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する特定教育・保育、特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> <li>・定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</li> </ul>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>苦情処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</li> <li>・提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</li> </ul>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>会計処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</li> </ul>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>

記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。</li> <li>・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
運営管理に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</li> <li>・施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり

### 撤退時の基準

項目	国の対応方針		本市基準案
確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力する。</li> <li>・上記に伴い、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮する。</li> </ul>	参	国基準のとおり

### ③教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）

新制度では、これまで保育所入所判定と一体化して行っていた「保育に欠ける」ことについての認定を、入所判定とは別の手続きとして行い、「教育・保育の必要性の有無、保育は1日につき、保育標準時間（11時間程度）の利用か、短時間（8時間程度）の利用なのか」等の認定を市町村が行い、認定書を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、ニーズに基づき施設を選択し、保育の必要がない場合は直接特定教育施設へ、保育の必要がある場合は市町村へ申し込むこととなります。

新制度における保育が必要な事由などの支給認定（保育の必要性の認定）については、現行の市の条例（保育の実施に関する条例）とは異なります。新制度における基準は、国が定める基準に基づき、現行の状況等を踏まえつつ、詳細な設定を行うなど、市町村ごとの運用を認めるという方針が示されています。

なお、現時点で「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が示されていないため、本基準案においては、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」の表示をしていません。また、市の方針につきましては、市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国基準のとおりとしています。

#### 認定の区分

年齢	教育・保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	教育のみ必要	1号認定（教育標準時間認定）	認定こども園・幼稚園
	保育が必要	2号認定（保育標準時間認定）	認定こども園・保育所
2号認定（保育短時間認定）			
満3歳未満	必要なし	認定対象外	—
	保育が必要	3号認定（保育標準時間認定）	認定こども園・保育所 ・地域型保育事業
3号認定（保育短時間認定）			

※認定の有無にかかわらず、一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の利用が可能です。

※保育が必要な場合でも、保護者の希望により1号認定を受けて幼稚園等を利用することもできます。

#### 保育認定の基準について

これまで、保育の実施基準は、児童福祉法第24条第1項の規定により、鎌倉市の条例で保育の実施基準を規定していましたが、新制度では、保育の必要性の認定に当たり、国が次の3点について認定基準を策定しています。

- ① 「事由」：保護者の労働又は疾病その他の政省令等で定める事由
- ② 「区分」：保育標準時間又は保育短時間という保育の時間的必要性の区分
- ③ 「優先利用」：ひとり親家庭や虐待の恐れのあるケースの子ども等

なお、国での検討において、現行制度下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行により

市町村による就労時間の下限時間の変更があっても、直ちに退所させられるということがないよう、留意が必要とされています。

### 教育・保育給付の支給認定に関する基準案

項目	国の対応方針	本市基準案
保育の必要性の事由	児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合 ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間等、基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間を除く）居宅内労働（自営業、在宅勤務等）を含む） ② 妊娠中であるか、又は出産間もないこと ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること ④ 同居又は長期入院している親族を常時介護・看護していること ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること ⑥ 求職活動（起業準備を含む） ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む） ⑧ 虐待やDVの恐れのあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	国基準のとおり
区分	保育標準時間 1日11時間まで（就労の下限は、1週あたり30時間程度）  保育短時間 1日8時間まで（就労の下限は、1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態を考慮して定めることとする。※ただし、最大で10年間程度の経過措置がある。）  ②妊娠・出産、⑤災害の復旧、⑧虐待やDVの恐れのような事由は保育標準時間とする。	国基準のとおり  ※保育短時間の下限は1か月64時間とする。

優先利用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整指数等により優先利用を可能とする仕組みを基本とする。</li> <li>・虐待やDV等、社会的な擁護が必要な場合は、措置制度をあわせて活用する。</li> <li>・優先利用の例示は以下のとおり。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ひとり親家庭</li> <li>② 生活保護世帯（就労による自立支援に繋がる場合等）</li> <li>③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④ 虐待やDVの恐れがある場合など、社会的擁護が必要な場合</li> <li>⑤ 子どもが障害を有する場合</li> <li>⑥ 育児休業明け</li> <li>⑦ 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>⑧ 小規模保育事業など、地域型保育事業の卒園児童</li> <li>⑨ そのほか市町村が定める事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）の考慮</li> <li>・幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもへの利用に際しての配慮</li> <li>・放課後児童クラブの指導員の子どもへの利用に際しての配慮</li> </ul> </li> </ol>	国基準のとおり
保育料	<p>応能負担（保育標準時間と保育短時間の2区分）</p> <p>※30 ページの「保育の必要性の事由」に記載している②妊娠・出産、⑤災害の復旧、⑧虐待やDVの恐れのような事由は保育標準時間とする。</p>	国基準のとおり

#### ④放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供するものです。

新制度では、その対象者が「おおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に変更になりました。事業実施における設備及び運営についての基準については、国が定める「従うべき基準」に基づき、市町村が条例で定める必要があります。

従うべき基準	従事する者及びその員数
参酌すべき基準	上記以外

※従うべき基準・・・国の定める基準に従う必要があるもの

参酌すべき基準・・・国の定める基準を参考にして判断する必要があるもの

※基準案の表では、国の対応方針の欄で、従うべき基準については「従」、参酌すべき基準については「参」と表示しています。また、本市基準案のうち、参酌すべき基準につきましては、市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国基準のとおりとしました。皆様からは、地域の実情にあわせ判断する「参酌すべき基準(参)」について、特にご意見をいただければと思います。

#### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国の対応方針		本市基準案
従事する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者を基本とする)」であって、都道府県が行う研修を修了したものとす</li> <li>る。(一定の経過措置あり)</li> <li>(※) 研修</li> <li>基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援などに必要な知識・技能を保管するための研修。</li> </ul>	従	国基準のとおり
員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童健全育成事業において支援する児童の集団を「支援の単位」として定め、その集団に対しては、職員を 2 人以上配置することとし、うち 1 名は有資格者とする。</li> </ul>	従	国基準のとおり
支援の単位の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>「支援の単位」は、児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、おおむね 40 人までとすることが適当。</li> <li>「児童数」の考え方については、毎日利用する人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数(=実利用人数)とする。</li> <li>児童数がおおむね 40 人を超える場合は、複数の集団に分けて対応するよう努める。</li> </ul>	参	国基準のとおり



施設・設備	専用室・専用スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用室・専用スペースを設けること。ただし、放課後児童健全育成事業を利用しない児童との共用も可能とする。</li> <li>面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」を確保する。</li> </ul>	参	国基準のとおり
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>静養スペースを設けること。</li> <li>静養スペースの設置方法は、子どもの安全面、健康、衛生面に配慮しつつ、実情に応じたものとする。</li> </ul>	参	国基準のとおり
開所日数、開所時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間250日以上の開所日数、平日3時間以上（休日については1日8時間以上）の開所時間を原則とする。</li> </ul>		参	国基準のとおり
その他の基準	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。</li> <li>避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
	技能の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、職員に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
	利用者を平等に取り扱うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取り扱いをしてはならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
	虐待等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対し、児童福祉法33条の10各号に掲げる行為、その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については衛生的な管理に努め、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>感染症又は食中毒が発生しないように、又発生した場合には蔓延しないように必要な措置を講じなければならない。</li> <li>必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり

運営規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかななくてはならない。</li> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 開所している日及び時間</li> <li>④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</li> <li>⑤ 利用定員</li> <li>⑥ 通常の事業の実施区域</li> <li>⑦ 事業の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する重要事項</li> <li>⑪ その他事業の運営に関する重要事項</li> </ul>	参	国基準のとおり
秘密の保持に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
保護者、小学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</li> <li>・児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故が発生した場合には、速やかに、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり

## 子ども・子育て支援制度に関する基準（案）に対する意見

住所（所在地）	
氏名（団体名及び代表者氏名）	
区分 （該当するものに☑）	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する方 <input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する方 <input type="checkbox"/> 市に対し納税義務を有する方 <input type="checkbox"/> この案に関し利害関係を有する方
意見の対象となる基準 （骨子案）  （該当するものに☑）	① <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（案） ② <input type="checkbox"/> 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案） ③ <input type="checkbox"/> 教育・保育給付の支給認定に関する基準（案） ④ <input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）
【意見】	

【提出期限】 平成26年 7月25日（金曜日）必着

【意見の提出先・問合せ先】 （次ページに記載）

## 【意見の提出先】

意見書の提出につきましては、内容により下記提出先へ、郵便・ファックス・電子メールにより行うか、直接お持ち込みをしてください。

- ① 家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（案）
- ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
- ③ 教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）

## （提出先）

課 名	鎌倉市こどもみらい部保育課（市役所本庁舎1階）
住 所	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電 話	0467-61-3892
ファックス	0467-25-2319
電子メール	kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

- ④ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

## （提出先）

課 名	鎌倉市こどもみらい部青少年課（市役所本庁舎1階）
住 所	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電 話	0467-61-3886
ファックス	0467-23-7505
電子メール	k-ssn@city.kamakura.kanagawa.jp

## 【パブリックコメントに関する問い合わせ先】

課 名	鎌倉市こどもみらい部子ども・子育て支援新制度担当
住 所	〒248-0012 鎌倉市御成町18番35号
電 話	0467-61-3844
ファックス	0467-23-8700
電子メール	kodomokosodate@city.kamakura.kanagawa.jp
そ の 他	事務室は御成小学校の敷地内にあります。